

2019年10月 9 日



各 位

会 社 名 株式会社ニッソウ
(コード番号 1444 TOKYO PRO Market)
代表者名 代表取締役社長 前田 浩
問合せ先 取締役管理部長 御供 信之
T E L 03-3439-1671
U R L <https://reform-nisso.co.jp>

定款一部変更及び監査役会設置並びに会計監査人選任に関するお知らせ

当社は2019年10月9日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」及び「会計監査人選任の件」を2019年10月25日開催予定の第31期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

I. 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 当社は、会社法第2条第6号に定める大会社には該当しませんが、コーポレートガバナンスの一層の強化を図るため、同法の規定に基づく監査役会及び会計監査人を会社の機関として設置するものであります。
- (2) 今後、取締役の増員が必要となった場合に備えて、現行定款第18条に定める取締役の員数を8名以内から10名以内に変更するものであります。
- (3) 今後、監査役の増員が必要となった場合に備えて、現行定款第28条に定める監査役の員数を3名以内から5名以内に変更するものであります。
- (4) 会計監査人が職務の執行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるよう、その責任を減免することを可能とする旨の規定として、変更案第42条（会計監査人の責任免除及び責任限定契約）を新設するものであります。
- (5) その他、会社法の規定に則った条文の修正、法令規定の表現に合わせた文言の整備、字句の修正および条数の変更等、所要の変更を行うものであります。

2. 日程

取締役会決議 2019年10月 9 日

株主総会開催日 2019年10月25日

効力発生日 2019年10月25日

3. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部は変更部分であります。)

現行定款	変更案
第1条～第3条 (省略) (機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査役 第5条～第17条 (省略) (取締役の員数) 第18条 当社の取締役は <u>8名</u> 以内とする。 第19条～第23条 (省略) (取締役会の決議の省略) 第24条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。	第1条～第3条 (現行通り) (機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査役 <u>3. 監査役会</u> <u>4. 会計監査人</u> 第5条～第17条 (現行通り) (取締役の員数) 第18条 当社の取締役は <u>10名</u> 以内とする 第19条～第23条 (現行通り) (取締役会の決議の <u>方法</u>) 第24条 <u>取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</u> <u>2</u> 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

【新設】

第25条～第26条

(省略)

(取締役の責任限定契約)

第27条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって、免除することができる。

2 当社は、会社法第427条の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役

(監査役の員数)

第28条 当社の監査役は3名以内とする。

第29条～第30条

(省略)

(取締役会の議事録)

第25条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。

第26条～第27条

(現行通り)

(取締役の責任免除及び責任限定契約)

第28条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって、免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、同法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第29条 当社の監査役は5名以内とする。

第30条～第31条

(現行通り)

<p>【新設】</p>	<p><u>(常勤の監査役)</u> <u>第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>
<p>【新設】</p>	<p><u>(監査役会の招集通知)</u> <u>第33条 監査役会の招集通知は会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、その期間を短縮することができる。</u> <u>2 監査役全員の同意があるときは、招集の経緯を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>
<p>【新設】</p>	<p><u>(監査役会の決議の方法)</u> <u>第34条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>
<p>【新設】</p>	<p><u>(監査役会の議事録)</u> <u>第35条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p>
<p>【新設】</p>	<p><u>(監査役会規程)</u> <u>第36条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規定による。</u></p>
<p>第31条 (省略)</p>	<p>第37条 (現行通り)</p>
<p>(監査役の責任限定) 第32条 当社は、会社法第426条第</p>	<p>(監査役の責任免除及び責任限定契約) 第38条 当社は、会社法第426条第</p>

1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって、免除することができる。

2 当社は、会社法第427条の規定により、監査役との間に、同法第423条の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

【新設】

【新設】

【新設】

【新設】

1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって、免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 会計監査人

(選任方法)

第39条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任期)

第40条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

(報酬等)

第41条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除及び責任限定契約)

第42条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会決議をもって、同法第423条第1項の会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の責任を法令の限度内において免除することができる。

<p>第6章 計算 第33条～第36条 (省略)</p>	<p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第7章 計算 第43条～第46条 (現行通り)</p>
--------------------------------------	---

II. 会計監査人選任の件

当社は、2019年10月25日開催予定の定時株主総会で前述の「定款の一部変更の件」が承認可決されることを条件として、興亜監査法人を会計監査人として選任するものとします。

選任の理由は、同監査法人は当社の事業を深く理解しており、効率性に優れた監査が期待できるからであり、また、会計監査人としての専門性、経験等の職務遂行能力および独立性等を総合的に勘案した結果であります。

なお、この件に関しましては、監査役全員の同意を得ております。

会計監査人の候補者の概要は、次のとおりであります。

名称	興亜監査法人	
事務所	主たる事務所 東京都千代田区神田錦町三丁目17番地	
沿革	1982年12月1日 設立 2007年5月31日 日本公認会計士協会に上場会社監査事務所として登録	
概要	出資金	14百万円
	構成人員	
	代表社員(公認会計士)	5名
	社員(公認会計士)	2名
	職員(公認会計士)	19名
	(監査補助職員)	1名
	合計	27名
		(2019年9月30日現在)

以上